

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（概要版）

【趣旨】

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、国が定める防災工事等基本指針に基づき、県が防災工事等推進計画を策定することにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

【計画期間】

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）の10か年

上記計画期間を前期5か年と後期5か年に区分し、防災工事等を計画的に実施するための目標値を設定。

※前期：令和3年度～令和7年度、後期：令和8年度～令和12年度

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

ため池が決壊した場合の下流への影響度^{*}等を踏まえ、市町村・管理者等と協議を行い、優先順位を決定して、防災工事等（劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事や廃止工事）の対策を講じることとする。

※カッコ書きは変更前で以下同じ

農業用ため池		2,093 か所（2,105）
	防災重点農業用ため池	1,012 か所（1,021）

※影響度とは、ため池貯水量、浸水区域のため池からの距離に応じた家屋・公共施設等の戸数で算定した影響を数値化したもの。

2 劣化状況評価の実施に関する事項

前期のうちに全ての防災重点農業用ため池（近年改修済みと廃止予定を除く。）の劣化状況評価（漏水状況や施設の変状を目視で確認）を実施する。

前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池	798 か所（840）
------------------------	-------------

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。ただし、劣化状況評価等の結果を踏まえ、実施箇所を見直す。

前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池	73 か所（73）
後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池	37 か所（37）

4 防災工事の実施に関する事項

防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度等を踏まえるとともに、関係機関との調整を行った上で、計画的に防災工事（廃止工事を含む。）を実施する。

前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池	94 か所（95）
後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池	46 か所（76）
前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池	58 か所（58）
後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池	45 か所（36）

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価：県

イ 地震・豪雨耐性評価：県

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 全面改修：県

(イ) 原則劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果に基づく部分改修で、当該部分改修を実施することで、防災工事が完了するもの。（ただし劣化状況評価の結果に基づく部分改修は堤体に限る。）：【県】

（※単独で行う緊急放流施設の整備は耐震対策に含まない。）

(ウ) 上記以外の部分改修：【市町村】

（※単独で行う緊急放流施設の整備含む。）

エ 廃止工事：市町村

(2) 技術指導等の内容

ため池サポートセンターを大分県土地改良事業団体連合会内に設置し、専門技術者によるため池管理者等への相談窓口設置や管理に関する技術的指導・助言等を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

県、市町村、土地改良事業団体連合会等関係者で毎年度、防災工事等における実施時期、工事内容等の検討を行い、防災工事等推進計画の見直しを検討する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

市町村等における応急的な防災工事の実施等、ため池の管理・監視体制の強化を図る。

県や市町村は、ため池管理者と連携し、地震・豪雨時におけるハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等、安全性の確保を図る。

防災重点農業用ため池 185 箇所の水位計や監視カメラの設置等を計画的に行う。